

太陽光発電設備設置にともなう系統連系 および余剰電力購入に関する契約要綱

平成 22 年 2 月 1 日実施

北海道電力株式会社

目 次

1	適 用	1
2	定 義	1
3	単位および端数処理	2
4	受給契約要綱の変更	2
5	契約の単位	2
6	受給契約の申込みと成立	2
7	工事費の負担	3
8	工事費負担金の申受けおよび精算	3
9	受給地点および電気方式等	3
10	送電責任分界点	3
11	電気工作物の財産分界点および補修管理	4
12	承諾の限界	4
13	電力受給上の協力	4
14	電力受給開始日	6
15	電力受給	6
16	電力受給の制限もしくは中止	6
17	受給電力量の計量および算定	6
18	環境にかかわる付加価値の帰属	7
19	買取制度の単価適用期間	7
20	料 金	7
21	料金の支払方法	8
22	適正契約の保持	8
23	発電設備設置場所への立入りによる業務の実施	8
24	損害賠償	9

2 5	損害賠償の免責	9
2 6	契約期間	9
2 7	契約の変更	9
2 8	契約の廃止	10
2 9	契約の解約	10
3 0	新エネルギー等発電設備の認定等	10
3 1	そ の 他	10
附	則	12

1 適 用

(1) 太陽光発電設備設置にともなう系統連系および余剰電力購入に関する契約要綱（以下「受給契約要綱」といいます。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に適用するものといたします。

イ 当社と低圧の電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を有し、自家消費を目的とする太陽光発電設備（以下「発電設備」といいます。）を設置するお客さま（以下「発電者」といいます。）が、その発電設備を当社電力系統に系統連系したうえで、自家消費後の余った電力（以下「余剰電力」といいます。）を低圧にて当社に供給し、当社が受電するものであること。

ロ 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号）にもとづき定められた「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 278 号）（以下「判断基準」といい、判断基準の公布以降において定められた告示等も含みます。）における、一般電気事業者の太陽光発電による余剰電力の調達（以下「買取制度」といいます。）の対象となるものであること。

(2) この受給契約要綱は、当社の供給区域である北海道に設置される発電設備を対象といたします。

2 定 義

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(3) 解 列

発電設備を当社が維持および運用する電力系統から電氣的に切り離すことをいいます。

(4) 電 力 受 給

この受給契約要綱にもとづき、発電者が当社に余剰電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(5) 受給最大電力

契約上電力受給できる最大電力（キロワット）をいいます。

(6) 受 給 地 点

当社が発電者より余剰電力を受電する地点をいいます。

(7) 受給電力量

受給地点において、当社が発電者より受電する電力量をいいます。

(8) 他自家発電設備等

太陽光発電設備以外の自家発電設備および蓄電池をいいます。

3 単位および端数処理

受給契約要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 受給最大電力の単位は、0.001 キロワットとし、その端数は切り捨ていたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨ていたします。

4 受給契約要綱の変更

当社は、関係法令の改正、その他事情により、この受給契約要綱を変更することがあります。この場合、当社と発電者との発電設備の系統連系および余剰電力購入に関する契約（以下「受給契約」といいます。）は、変更後の受給契約要綱によるものといたします。

5 契約の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 受給契約を締結いたします。

6 受給契約の申込みと成立

- (1) 発電者がこの受給契約要綱を承諾のうえ当社との受給契約を希望される場合は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。この場合、当社の電力系統との連系に関わる技術検討に必要な発電設備に関する資料についても、併せて提出していただきます。

イ 設置場所

ロ 太陽電池モジュール出力値

ハ 逆変換装置（インバータ）出力値

ニ 他自家発電設備等の併設の有無

- ホ 受給開始希望日
- へ 料金の振込先口座
- ト その他必要事項

- (2) 当社は、(1)の申込書類の内容を審査し、発電者の発電設備と当社電力系統との連系について技術検討後、申込みを承諾する場合、太陽光発電余剰電力受給契約確認書（以下「受給契約確認書」といいます。）を発行のうえ発電者に送付いたします。なお、受給契約確認書における発行日をもって契約成立といたします。
- (3) 特別な事情がある場合で、かつ、当社または発電者が必要とする場合には、受給契約に関する必要な事項について、別途、契約書を作成することといたします。

7 工事費の負担

発電者の発電設備を当社電力系統に連系することにより、当社の電力供給設備を新たに施設する場合または当社の電力供給設備を変更する場合は、当社は、工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

8 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更および材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

9 受給地点および電気方式等

電力受給にあたっての受給地点、受給最大電力、電気方式、周波数および標準電圧については、原則として、次のとおりといたします。

- (1) 受給地点は、需給契約における需給地点と同一の地点といたします。
- (2) 受給最大電力は、発電設備の出力値もしくは逆変換装置(インバータ)の出力値のいずれか小さい値といたします。
- (3) 電気方式、周波数および標準電圧は、それぞれ需給契約における電気方式、周波数および標準電圧といたします。

10 送電責任分界点

送電責任分界点は、受給地点と同一の地点といたします。

ただし、これによらない場合については、別途、受給契約確認書において定めるものと

いたします。

11 電気工作物の財産分界点および補修管理

- (1) 電気工作物の財産分界点については、10（送電責任分界点）と同一とし、この分界点より当社側の電気工作物は当社が、発電者側の電気工作物は発電者がそれぞれ補修管理するものいたします。
- (2) 17（受給電力量の計量および算定）において使用する電力量計等については、発電者が発電者の負担により計量法にもとづき検定を受け、受給地点に施設し、所有するものいたします。
- (3) 電力量計等の計量法にもとづく検定有効期限の管理、検定有効期限内での取替えについては、発電者の負担により発電者が行なうものとし、取替えに際しては、事前に当社へ連絡するものいたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、電力供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の弁済状況その他によってやむをえないと判断する場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 電力受給上の協力

(1) 系統連系の基本事項

- イ 発電者および当社は、事故発生の防止と電力受給の円滑化を図るため、互いに協力するものとし、安全確保のための設備変更、事故防止等に関連する情報について積極的に連絡をとるものいたします。
- ロ 発電者は、発電設備を当社電力系統と並列運転する場合、電圧、周波数および力率を正常な値に保ち、当社の供給する電力品質に悪影響を及ぼさないものいたします。
- ハ 発電者は、公衆災害、作業災害の防止に努め、当社電力系統ならびに当社が電力供給する他のお客さまの設備に悪影響を生じさせないものいたします。
- ニ 発電者の発電設備の事由により上記ロおよびハの悪影響が生じた場合は、発電者は、責任をもってその補償をするものいたします。また、発電者は、当社が対策効果を確認するまで当社電力系統と並列運転は行なわないものいたします。
- ホ 発電者は、いかなる場合においても、自立運転用配線と一般屋内配線との電氣的な接続を行なわないものいたします。

(2) 発電設備の連系方法

発電者は、発電設備を当社電力系統と並列運転する場合、発電者の逆変換装置（インバータ）内の電磁開閉器を通じて連系するものいたします。

(3) 適正電圧維持のための措置

発電者は、発電設備を当社電力系統と並列運転する場合、発電電力による電圧上昇で当社電力系統の電圧が規定値（ $101 \pm 6V$ 、 $202 \pm 20V$ ）を逸脱しないよう、発電出力などを調整するものいたします。

(4) 当社電力系統が無電圧となった場合の措置

イ 発電者は、当社電力系統が無電圧の場合、発電者の発電設備が当社電力系統から解列されずに当社電力系統を充電することがないように、単独運転検出装置ならびに当社電力系統との解列を行なう保護継電器装置を設置するものとし、また、責任をもってその補修管理を行なうものいたします。

ロ 当社の電力系統が無電圧の場合、発電者は当社電力系統との並列運転は行なわないものいたします。

ハ 発電者の申出により自立運転を行なう場合、自立運転時の解列箇所は発電者の逆変換装置（インバータ）内の電磁開閉器といたします。

(5) 保護継電器の運用

イ 発電者の保護継電器の整定については、当社電力系統と協調を図るものいたします。

ロ 整定値の変更を行なう場合は、協議のうえ当社の指示により発電者が実施するものいたします。

ハ 保護継電器の試験は、発電者が保守上必要とする場合、および当社が電力系統の運用上必要とする場合、発電者が実施し、当社が求めた場合には、その結果を当社に連絡するものいたします。

ニ 保護継電器の整定値の設定、点検、動作試験などには、必要に応じて当社が立ち会えるものいたします。

(6) 作業停電時の取扱い

当社は、当社の電力系統の停電作業を行なう場合、発電者に事前に連絡するものいたします。なお、当社は発電設備に屋外開閉器が取り付けられている場合で当社電力系統の事故時等、緊急を要する場合においては、当社の判断により発電者の屋外開閉器の操作をさせていただく場合があります。

(7) 電気工作物の調査

発電者および当社は、受給契約に直接関係のある各々の電気工作物に対して、相手方から調査の要求があった場合には、これに応じるものいたします。

- (8) 発電者が、他自家発電設備等を併設し、当社電力系統へ連系する場合には、その自家発電設備等にかかわる電力受給上の協力事項については、発電者と当社の協議により、別途、定めるものいたします。

14 電力受給開始日

電力受給開始日は、6（受給契約の申込みと成立）における当社技術検討後、発電者と協議のうえ、別途、決定するものとし、発電設備と当社の電力系統が連系され電力受給が開始される日といたします。

なお、電力受給開始日については、天候その他の事情により、発電者と協議のうえ変更する場合があります。

また、発電者が電力受給開始日の変更を希望される場合には、あらかじめ当社に連絡していただきます。

15 電力受給

発電者は、16（電力受給の制限もしくは中止）における場合を除き、発電設備からの電力を自家消費後、余剰電力が発生している場合は、常に当社に対し供給することができるものいたします。

16 電力受給の制限もしくは中止

当社は、次の場合、発電者からの余剰電力の受電の制限もしくは中止を行なうことができるものいたします。その場合には、当社は、あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (1) 発電者が 11（電気工作物の財産分界点および補修管理）および 13（電力受給上の協力）における遵守事項を守らない場合
- (2) 当社が当社の電気系統の点検または補修を必要とする場合、もしくは電力系統の事故発生時等保安上必要がある場合
- (3) 発電者が、需給契約において、電気の供給停止もしくは制限または中止の措置を受ける場合

17 受給電力量の計量および算定

- (1) 受給電力量の計量は、受給地点に発電者が設置し、当社が承認した電力量計等によるものとし、電力量計の検針日は原則として、当社の電気供給約款に定める検針日といたします。
- (2) 電力量計の検針は、原則として、毎月、検針日に当社が行ない、受給電力量を発電者に通知いたします。また、発電者はすみやかにその内容を確認するものといたします。
- (3) 受給電力量の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始または受給契約が消滅した場合の料金算定期間は、電力受給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (4) 受給最大電力等の変更により、料金の適用単価に変更があった場合の変更の前後の期間に対応したそれぞれの受給電力量は、算定期間における受給電力量を、料金の適用単価に変更のあった日の前後の日数にそれぞれの受給最大電力等に乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、変更のあった日に計量値を確認する場合は、その値により区分して算定いたします。
- (5) 電力量計の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の受給電力量は、発電者と当社との協議により決定いたします。

18 環境にかかわる付加価値の帰属

発電者の発電設備から発生し、当社が受電する余剰電力について、二酸化炭素排出量削減、化石燃料消費節減等の環境にかかわる付加価値は、すべて当社に帰属するものといたします。

19 買取制度の単価適用期間

買取制度の単価適用期間は、電力受給開始日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して120月目の検針日の前日までといたします。なお、電力受給開始日が検針日にあたる場合は、電力受給開始日が最初の検針日となります。

20 料 金

当社が発電者に支払う料金は、次により算定いたします。

(1) 買取制度の単価適用期間の料金

料金は、17（受給電力量の計量および算定）により計量された受給電力量に、当社が

別に定め公表する『太陽光発電余剰電力購入単価表』に定めた単価を乗じてえたもの
いたします。

(2) 買取制度の単価適用期間終了後の料金

17（受給電力量の計量および算定）により計量された受給電力量に，当社が別に定め
公表する購入単価を乗じてえたものいたします。

21 料金の支払方法

(1) 当社は，特別な事情がある場合を除き，20（料金）により算定された料金を検針日が
属する月の翌月 15 日（15 日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに発電者
の指定する金融機関の口座に振り込むものいたします。

(2) 料金の支払いは，当社がその金融機関の口座に払込みをしたときになされたものとい
たします。

(3) 発電者は，料金の振込先金融機関，口座を指定あるいは変更する場合には，あらかじ
め当社所定の様式にて申込みを行なっていただきます。

22 適正契約の保持

当社は，発電者との受給契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には，
すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23 発電設備設置場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち
入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ること
および業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 受給地点に至るまでの当社の供給設備または発電設備設置場所内の当社の電気工作
物の設計，施工，改修または検査

(2) 13（電力受給上の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電力受給の防止等に必要なが発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認
もしくは検査

(4) 電力量計の検針または計量値の確認

(5) 16（電力受給の制限もしくは中止），28（契約の廃止）または 29（契約の解約）によ
り必要な処置

- (6) その他この受給契約要綱によって、受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

24 損害賠償

発電者または当社が、この系統連系および電力受給にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。

25 損害賠償の免責

当社は、次の場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負わないものといたします。

- (1) 13（電力受給上の協力）の適正電圧維持のための措置により、受給電力量が減少した場合
- (2) 16（電力受給の制限もしくは中止）により電力受給を制限もしくは中止した場合
- (3) 29（契約の解約）により受給契約を解約した場合
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合

26 契約期間

契約期間は、受給契約が成立した日から電力受給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先立ち、当社、発電者いずれからも申出がなく、27（契約の変更）、28（契約の廃止）または29（契約の解約）に該当する事由がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

27 契約の変更

- (1) 需給契約を変更する場合

発電者が、需給契約の契約容量、その他契約内容の変更を希望する場合は、あらかじめ当社に連絡していただきます。

- (2) 発電設備等を変更する場合

発電者が、受給地点、電気方式、標準電圧、発電設備（逆変換装置（インバータ）および制御方法を含みます。）等の変更を希望する場合は、あらかじめ当社に連絡していただきます。

- (3) 契約名義を変更する場合

相続その他の原因によって、受給契約を新たに継承される方が、それまでの受給契約のすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望する場合は、契約名義の変更により受給契約の継続ができるものといたします。この場合は、あらかじめ当社所定の様式にて申込みを行なっていただきます。

28 契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約の廃止を希望する場合は、あらかじめ廃止期日を定めて当社に申込みを行なっていただきます。なお、廃止期日をもって受給契約は消滅いたします。
- (2) 当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
- (3) (1)の申込みにかかわらず、需給契約が消滅または解約となる場合には、原則として、消滅または解約の日をもって、受給契約は消滅いたします。
- (4) (1)の申込みにかかわらず、需給契約または受給契約の条件等の変更により、1 (適用) (1)イ、ロに定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、要件を満たさなくなった日をもって、受給契約は消滅いたします。

29 契約の解約

- (1) 当社は、発電者がこの受給契約要綱に定める内容に違反した場合、26 (契約期間) の契約期間にかかわらず、発電者に通知のうえ、受給契約を解約できるものといたします。
- (2) (1)により当社が受給契約を解約した場合、発電者は、自らの責任と負担において発電設備を直ちに解列し、連系および電力受給ができないよう必要な措置を講じていただきます。

30 新エネルギー等発電設備の認定等

当社は、受給契約の申込み、変更、廃止、解約等に際し、発電者から異議の申出がない場合は、発電者の発電設備について、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(平成14年法律第62号)に定める経済産業大臣への新エネルギー等発電設備の認定等の手続きを代行するものといたします。

31 その他

この受給契約要綱に定めのない事項、この受給契約要綱により難い特別な事象が発生し

た場合については、そのつど、発電者、当社ともに誠意をもって協議し、その解決に努めるものといたします。

附 則

1 この受給契約要綱の実施期日

この受給契約要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から実施いたします。

2 この受給契約要綱の実施にともなう切替措置

平成 21 年 11 月の検針日までに発電設備を設置し、当社と余剰電力の受給契約を締結している発電者が、この受給契約要綱にもとづき、あらためて受給契約を締結する場合の電力受給開始日は、平成 21 年 11 月の検針日といたします。